

## eメール119番通報システムをご利用ください。

### 《eメール119番通報システムとは?》

聴覚・音声・言語機能に障がいのある方が、雲南市・奥出雲町・飯南町で発生した救急や火災などの災害の通報を、携帯電話やパソコンの電子メール（eメール）を利用して緊急通報を行い、消防車や救急車を要請できるシステムです。

### 《どんな人が利用できる?》

- ① 雲南消防本部管内に居住、通勤または通学している聴覚・音声・言語機能に障がい（※）のある方  
 ※ 聴覚障がい：身体障害者手帳の聴覚機能障害の方  
 ※ 音声・言語機能障がい：身体障害者手帳の音声・言語機能障害の方
- ② ①に該当する方で、事前に登録申請をされた方

### 《利用できる場所は?》

雲南消防の管轄区域内（雲南市・奥出雲町・飯南町）に限ります。その他の地域で発生した災害には緊急通報があっても対応できません。

### 《利用までの手続きは?》

- ① 雲南消防本部通信指令課または各消防署で「eメール119番ご利用案内」を受け取る。
- ② 申込書に必要事項を記入して提出する。（郵送、ファクスでも可）
- ③ 申込書に基づき雲南消防本部で登録作業を行い、登録完了後、申込書に記載されたメールアドレスに登録完了メールを送信する。
- ④ 登録完了メールが不具合なく受信できたら利用が開始となる。

### 《お問い合わせ先》

○雲南広域連合 雲南消防本部通信指令課  
 電話 0854-40-0119 ファクス 0854-42-2444

## 高病原性鳥インフルエンザに関する注意喚起

今冬も渡り鳥の飛来シーズンに入りました。

家きんの飼養者の皆様には、下記の事項に御注意いただきますようお願いします。

なお、飼育されている家きんでの異状発見の際には、最寄りの家畜保健衛生所に速やかに連絡いただきますようお願いします。

- ※「家きん」とは：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥です。  
 ※アイガモ、フランスガモは、「あひる」に分類されます。

- 1 鳥小屋への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 2 鳥小屋に出入りする際の手洗い及び靴の消毒
- 3 飼養している鳥の状態のこまめな観察、異状発見時の家畜保健衛生所への通報

### お問い合わせ先

出雲家畜保健衛生所：0853-43-7900  
 役場農業振興課：0854-54-2513



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

## 人権週間が始まります

12月4日～10日



人権イメージキャラクター  
人KENあゆみちゃん

昭和23年12月10日国際連合総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連ではこれを記念して、毎年12月10日を「人権デー」と定めています。わが国ではこの日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、広く住民の方々に向けて人権尊重のための啓発活動を行うこととしています。

私たち一人ひとりが人権を尊重することの大切さを正しく認識し、明るく豊かな住みよい社会をつくりましょう。期間中奥出雲町においても様々な活動を予定しています。

### ◆啓発活動重点目標◆

みんなで築こう 人権の世紀  
 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

### 特設人権相談所を開設します

これは人権問題ではないかと感じたこと、悩みごとや困りごとの相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

【日時】12月4日（金）午後0時30分～午後3時30分

【会場】カルチャープラザ仁多 多目的室  
 横田コミュニティセンター 青年室

### 【お問い合わせ先】

町民課町民グループ

有線：31-5105 / 電話：54-2510

## 土地取引の届出制度について

国土利用計画法により、一定面積（※）以上の取引（売買、交換等）をした場合は、**契約締結日を含めて2週間以内**に取引した土地が所在する市役所又は町村役場へ届出が必要です。

### ※届出が必要な面積は次のとおりです

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 市街化区域内の土地      | 2,000㎡以上  |
| ② ①を除く都市計画区域内の土地 | 5,000㎡以上  |
| ③ 都市計画区域以外の土地    | 10,000㎡以上 |

詳しくは、島根県庁用地対策課（0852-22-5077） または  
 奥出雲町役場企画財政課（54-2522）までお問合せください。